

ライフステージに応じた支援

出生期～乳幼児期～就学期

(1) 出生期

周産期保健・医療の充実

- ハイリスク妊産婦に対する援助体制を強化します。



(2) 乳幼児期

障害の早期発見・早期対応

- 障害や疾病の早期発見のため、乳幼児健康診査の受診率の向上に努めるとともに、健康診査の充実を図ります。
- 発達に関する相談支援を充実します。
- 障害の発見後は、関係機関などと連携し、的確な相談指導や治療機関の紹介などを行う体制づくりに努めます。



療育の充実

- 通園による集団療育の場を確保し、日常生活における基本動作、集団生活への適応能力の増進を図る施設を管理・運営します。
- 心身の発達に応じて、健全な社会生活を営むことができるよう生活指導を集団的・個別に行う通園施設を運営します。
- 関係機関との連携を密にし、障害の実態に応じた療育指導に努めます。
- 障害児がより適切な環境の中で療育が受けられるよう、相談指導体制の充実を図ります。
- 日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを必要とする児童に対し、児童デイサービスの拡充を図ります。

障害児保育の充実

- 障害児の発達に即した保育環境を提供できるよう努めます。

(3) 就学期

就学指導体制の充実

- 障害児の保護者の意見を尊重し、就学指導を実施します。
- 学校教育と保育・医療の一貫性を確保します。

障害児教育の充実

- 特別支援教育における個別教育支援の充実を図ります。
- 特別支援学級などの児童に、言語訓練を実施します。
- 特別支援学級の児童生徒の保護者に対し、所得状況に応じ学用品費などを補助します。
- 特別支援学級の児童生徒の合同運動会の開催経費を補助します。
- 特別支援学級の児童生徒の創作活動の成果を発表する教育展を開催します。

障害児の健康管理

- 脳波測定が必要と思われる特別支援学級の児童生徒に、脳波測定を実施します。

放課後などの居場所づくり

- 日中の一時的預かりが必要な障害児を把握し、日中一時支援事業の拡充を事業者に働きかけます。
- 障害児を対象にした放課後児童健全育成事業を継続して実施します。



成人期

(4) 成人期

日中活動の場の確保

- 生活介護や自立訓練の拡充を事業者に働きかけます。
- 短期入所の受け入れ体制の充実に向けて、事業者に働きかけます。
- 精神障害者のための社会との交流・創作活動などの日中活動の場を充実するよう事業者に働きかけます。
- デイケアの実施を関係医療機関に働きかけます。



働く場の確保



- 県障害者職業センターなどの活用を促進し、障害者の就業を支援します。
- 事業者に対して就労移行支援事業の取り組みを働きかけ、一般就労への移行を推進します。
- 自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練および職業の提供を行います。
- 障害者が身近な地域で就労継続支援を利用できるよう就労継続支援事業への移行を事業者に働きかけます。
- 知的障害者職親委託制度を活用し、知的障害者の雇用を促進します。
- 精神障害者の社会復帰のため、保健所など関係機関と連携して、社会適応訓練などの推進に努めます。
- 関係機関と連携して、障害者の雇用を支援する機能を持ったセンターの配置を検討します。

健康の維持増進・障害の重度化予防

- 身体・知的・精神の障害者の医療費の自己負担額を助成します。
- 身体障害者に対し、その障害を除去または軽減し、日常生活能力の回復を図るために更生医療を給付します。
- 常時車いすを使用する在宅の身体障害者に、身体障害者健康診査を実施します。
- 障害者の診療に関する情報提供が行われるよう、関係機関に働きかけます。



在宅生活支援

- 障害者の相談指導やリハビリテーション、情報提供などを総合的に行う相談支援事業の充実を図ります。
- 精神の障害に関する専門知識を有する専門職や支援体制などを確保できる事業者に相談支援事業への取り組みを働きかけます。
- 自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者などに適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、専門的な相談支援体制の確保を働きかけます。
- 障害者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者へ専門の人材の確保およびその質的向上を図るよう働きかけます。
- 重度視覚障害者、車いす使用者など移動支援の利用希望者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。
- 障害程度区分において非該当となった障害者で支援が必要な人に対して、家事援助を行います。
- 地域活動支援センターに通う必要のある障害者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。
- 日中の一時的預かりが必要な障害者を把握し、日中一時支援事業の拡充を事業者に働きかけます。
- 障害者を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用を促進します。
- 障害者が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付と事業の周知に努めます。
- 障害者に対する虐待や差別の防止、障害者の権利擁護を推進します。
- 自動車改造に要する費用の給付やタクシー料金の助成を行います。



地域居住の支援

- グループホーム、ケアホームに居住している知的障害者および精神障害者に日常生活上の援助または介護を行う事業の拡充を事業者に働きかけます。
- 居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。
- 福祉ホームのニーズを把握し、設置について検討します。



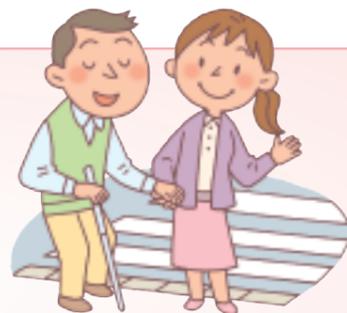
地域での支え合い

障害に対する理解とボランティア活動の推進

- 障害に対する正しい知識について啓発します。
- 福祉教育を推進します。
- ボランティア活動を推進し、より効果的な障害者への支援の充実をめざします。

市民交流の促進

- 障害者と小中学生、ボランティア、一般市民との交流を促進します。



災害時での支え合い

地域防災体制の充実

- 障害者に対して、防災の知識についての啓発を行います。
- 災害時に支援が必要な障害者の把握に努め、地域住民と連携して、情報伝達や救助・避難の体制づくりを行います。

避難所の居住環境の整備

- 障害者を含め、災害時の避難所などへ避難した人に対する心のケアの充実を図ります。
- 障害特性に応じた避難所のあり方を検討します。



暮らしやすいまちづくり

住宅のバリアフリー化への支援

- 安全で快適な生活環境を確保するため、現在の住まいの段差解消など住宅環境の改善を行う場合に、住宅改修費の給付を行います。
- 市営住宅の施設修繕などにあわせ、障害者が利用しやすくなるような改築・改修を行います。

人にやさしいまちづくりの推進

- 幹線道路（都市計画道路など）や生活道路の改良などにあわせ、歩道の段差解消を図ります。
- 駅などのバリアフリー化設備整備に対し、交通施設のバリアフリー化整備補助を行います。
- 屋外公衆トイレや休憩施設、案内表示などを、順次障害者にも利用しやすくなるよう整備します。
- 公民館の施設修繕などにあわせ、障害者が利用しやすくなるように整備します。



一宮市障害者自立支援協議会の概要

【目的】

市内に居住する障害のある人が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を促進しつつ権利擁護の推進を図るため、福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野におけるサービスや機能を総合的に調整、推進します。

【事業内容】

- ◎各分野における行政担当者、相談支援事業所の相談員、コーディネーターなどによる訪問・相談活動を通じ、障害者のニーズの把握を行い、問題解決への方策を検討します。
- ◎処遇困難ケースなどについての具体的な処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供の要請を行います。
- ◎サービス提供後の評価と新たなサービスメニューや施策を検討し、関係機関に対して要望・提言などを行います。
- ◎一宮市障害者基本計画および一宮市障害福祉計画の進捗状況の確認を行います。
- ◎その他、目的達成のために必要な事業を行います。

相談支援の窓口

名称	対象・相談内容	住所	電話	ファックス
一宮市福祉事務所	障害児・者	本町2丁目5-6 一宮市役所内	28-8100	73-9124
一宮市障害者生活支援センター「あすか」	身体障害 知的障害	千秋町一色字東出26 身体障害者療護施設「あすか」内	81-7260	75-4682
一宮市障害者生活支援相談事業「ともに」	身体障害 知的障害 精神障害	東五城字備前12 尾西庁舎4F（火曜のみ）	63-4800	61-2970
中保健センター	健康・育児	古金町1丁目12-1	72-1121	72-2056
西保健センター	健康・育児	東五城字備前12 尾西庁舎内	63-4833	64-1666
北保健センター	健康・育児	木曾川町黒田字中沼南ノ切27	86-1611	86-1612
いずみ学園	発達遅れのある幼児	浅井町西浅井字式軒家58	78-2767	78-2767
一宮保健所	精神障害・心の悩み、自殺、ひきこもり等のメンタルヘルズ相談	古金町1丁目3	72-0321	24-9325
一宮児童相談センター	障害児（重症心身障害者を含む）	昭和1丁目11-11	45-1558	45-1560
ハローワーク一宮	障害者の就労	八幡4丁目8-7 一宮労働総合庁舎内	45-2048	46-2179